

分類コード	B-2-1-1-04
保存期間	5年(令和9年12月31日まで)

秋 本 地 第 1 1 1 号
令 和 4 年 8 月 1 6 日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

山岳遭難防止対策の推進について（通達）

山岳遭難の防止については、「山岳遭難防止対策推進要領の一部改正について(例規)」(平成15年12月1日付け秋本地第362号。以下「旧例規」という。)に基づき推進してきたところであるが、近年、本格的な登山から、山菜採り、トレッキング等の軽登山に至るまで、登山の形態が多様化しており、今後も山岳遭難の発生が懸念されることから、この度、所要の整備を行い、安全登山のための活動を継続強化することとしたので、下記のとおり諸対策の推進に努められたい。

なお、旧例規は廃止する。

記

1 山岳遭難の分析及び資料の整備

(1) 山岳遭難の発生実態の分析検討

管内で発生した山岳遭難については、捜索救助活動の記録を集積し、資料として整備するとともに、活動内容について分析検討し、山岳遭難防止のための広報、パトロール、その他の対策や遭難発生時の捜索救助活動に活用すること。

(2) 資料の整備

ア 次の内容を記載した管内の山岳及びその周辺の図面を作成しておくこと。

- (ア) 警察署、交番・駐在所、最寄り駅等から登山口までの距離及び所要時間
- (イ) 登山口、登山道及び山小屋等の施設
- (ウ) 過去の山岳遭難発生場所
- (エ) 登山口、登山道等にあるライブカメラ、防犯カメラの設置箇所
- (オ) 無線、携帯電話等の通信圏
- (カ) 山岳遭難発生時の現地本部等拠点設置場所及びヘリポート
- (キ) その他必要と認められる事項

イ 山岳遭難防止対策及び捜索救助活動に協力を必要とする自治体等の関係機関、登山関係団体・事業者等については、平素から良好な関係を構築し、連絡体制を整備しておくこと。

2 登山危険箇所及び山岳遭難防止施設の実態把握等

関係機関・団体等と協力し、管内の登山危険箇所及び登山道標、危険表示板等の老朽、破損状況等を把握し、補修又は新設すべき施設については、管理者等に働き掛け、施設等の整備充実に努めること。

3 広報啓発活動の推進

(1) 広報啓発活動の重点及び実施要領

ア 広報啓発活動は、次の事項を重点に実施すること。

(ア) 携帯電話、GPS端末等の携行及び家族、知人への定時連絡

(イ) 登山目的や年齢層等に応じた心得

(ウ) 山菜採り等の単独登山、その他無謀な登山の回避

(エ) 天候、装備、登山コース等、無理のない登山計画の策定

(オ) 遭難事例及び遭難原因

(カ) クマ等野生動物への対応心得

イ 広報啓発活動に当たっては、各種報道機関、自治体広報紙・回覧板、防災ラジオ、ミニ広報紙、ホームページ等あらゆる広報媒体を活用すること。また、駅、案内所、宿泊施設等においてポスター、パンフレット、リーフレット等の掲示、配布を行うとともに、必要に応じて、外国人登山者向けの広報資料を作成し配布すること。

ウ 広報の時期は、季節等を考慮し、年間を通じて計画的に実施すること。また、山岳遭難が発生した場合には、適宜、効果的な広報に努めること。

(2) 登山届提出の推進

登山届については、管内の駅、宿泊施設、登山口等に備え付け、又は、電子申請によって登山者が容易に記入提出できる環境の整備に努めるとともに、ホームページ等に掲示して、登山届提出の啓発に努めること。

(3) 山岳関連情報の提供

山岳の天候、地形の変化、山岳遭難危険箇所等の情報収集に努めるとともに、あらゆる広報媒体を通じ、登山者に対して適宜適切な情報を提供すること。

4 山岳警備の実施

(1) 山岳警備体制の整備、確立

ア 体制の確立

山岳遭難の捜索救助活動にあたっては、遭難事案認知時、直ちに捜索救助隊を編制して出動することができるよう体制を整備しておくとともに、協力を要する関係機関・団体との連携を密にしておくこと。

なお、捜索救助活動従事者については、経験、知識、体力等を考慮して適格者を選任すること。

イ 装備資器材の整備等

山岳遭難救助用の装備資器材については、直ちに使用することができるよう点検、整備を行い、その結果を生活安全部地域課長（以下「本部地域課長」という。）に報告すること。また、より効果的な捜索救助を実施するため、警察用航空機や警察犬の活用にも配慮すること。

ウ 教養訓練の実施

捜索救助活動に必要な登山技術、通信機器・救命用具その他装備資器材の操作技能等について、実戦的な教養訓練を実施し、その知識、技能の習得に努めること。

(2) 警ら、警戒活動の実施

管内の登山実態を把握し、登山口等における警ら、警戒活動を実施するとともに、登山者に対し、携行品や危険箇所等について指導に努めること。

(3) 山岳遭難発生時の対応

ア 認知時の対応

山岳遭難を認知した場合は、直ちに遭難の状況を把握するとともに、遭難者の住所、職業、氏名、生年月日等のほか、遭難者の登山計画、服装、健康状態、食糧、携帯電話携行の有無等を聴取し、本部地域課長に速報すること。

イ 現場指揮体制の確立

捜索救助活動に当たっては、早期に体制を確立し統制された指揮の下で実施すること。特に捜索救助現場においては、関係機関・団体と緊密な連携を図り指揮体制を明確にすること。

ウ 迅速的確な捜索救助活動の実施

捜索救助活動は、遭難者の登山計画等行動を把握し、天候及び地理的状况を考慮して迅速的確に実施すること。また、装備資機材を有効に活用し、効果的な捜索救助活動に当たること。

エ 安全管理の徹底

捜索救助活動の体制、天候及び捜索現場の状況、救助に係る緊急性の程度等を慎重に検討し、二重遭難の危険性が高いと認められる場合には、捜索救助活動の延期又は中止を判断すること。また、クマ等野生動物との遭遇に注意するとともに、必要な装備資機材を携行し、人身被害防止に努めること。

オ 捜索救助活動の縮小及び打ち切り

捜索救助活動の縮小及び打ち切りについては、関係機関・団体と意見交換した上で、家族の心情に配慮して決定すること。

カ 遭難者及び遭難者の家族等関係者の対応等

遭難者及び遭難者の家族等関係者の対応に当たっては、心情に配慮し適切な態度言動に努めるとともに、遭難者を救出した場合には、遭難の原因、遭難時の行動等、可能な限り聴取を行い、山岳遭難防止と捜索救助活動に活用すること。

5 その他

本部地域課長への報告要領については、別途通知する。